



平成28年7月1日

【照会先】

埼玉労働局雇用環境・均等室

監理官 小林 雅彦

室長補佐 上野 由佳

(電話)048(600)6210

## 「いじめ・嫌がらせ」が各項目でトップ

### 総合労働相談は、11年連続5万件超

#### 《平成27年度個別労働紛争解決制度の施行状況》

		(対前年度比)
1 総合労働相談件数	54,746件	(5.7%増)
うち 民事上の個別労働紛争件数	10,939件	(6.3%増)
2 助言・指導申出受付件数	620件	(25.8%増)
3 あっせん申請受理件数	222件	(3.9%減)

#### 〈ポイント〉

- 平成27年度に県内10か所の「総合労働相談コーナー」に寄せられた総合労働相談の件数は前年度比で5.7%増加しています(→図1)。  
民事上の個別労働紛争件数は前年度比で6.3%増加しています。民事上の個別労働紛争の内訳をみると、3年連続「いじめ・嫌がらせ」がトップで、相談内容のほぼ4分の1を占めています(24.2%)(→図2、図3)。
- 助言・指導申出受付件数は前年度比で25.8%増加しており、この内訳をみると「いじめ・嫌がらせ」、「その他の労働条件」、「解雇」の事案で、ほぼ半数を占めています(48.5%)(→図5、図6)。
- あっせん申請受理件数は3.9%減少し、この内訳をみると、長く最も多かった「解雇」にかわり、前年度比「いじめ・嫌がらせ」がトップとなり、「いじめ・嫌がらせ」、「解雇」の事案で半数以上を占めています(55.0%)(→図7、図8)。

\* 個別労働紛争解決制度とは、労使間の紛争に関し当事者の自主的な解決を図るよう相談や情報提供を行い、当事者から解決についての援助を求められた場合には、労働局長による助言・指導または紛争調整委員会のあっせんにより、円満に紛争を解決しようとする制度です(別紙1)。

# 1 総合労働相談受付状況

## ◇ 総合労働相談とは

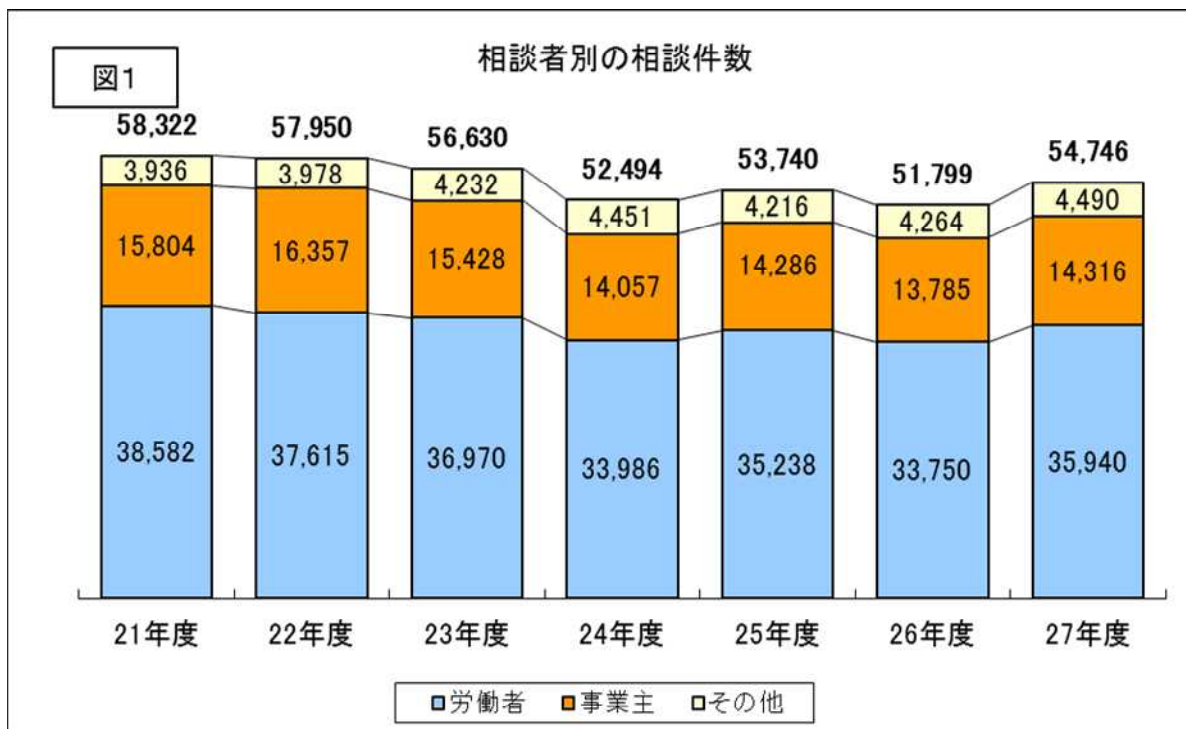
総合労働相談とは、労働条件、募集・採用、いじめ・嫌がらせ等、労働問題に関するあらゆる分野についての労働者、事業主からの相談のことです。

埼玉労働局では、あらゆる労働相談にワンストップで対応するための「総合労働相談コーナー」を労働局雇用環境・均等室を含め県内 10 か所に設け、専門の総合労働相談員が面談又は電話で相談を受け付けています（別紙 2）。

## ◇ 総合労働相談件数

平成 27 年度に寄せられた労働相談件数は、54,746 件（前年同期比 5.7%増）で、都道府県別では全国 4 番目の件数でした。

相談者の内訳は、労働者が 35,940 件（65.6%）、使用者が 14,316 件（26.1%）、友人・家族など当事者以外が 4,490 件（8.2%）でした（図 1）。



## ◇ 民事上の個別労働紛争に関する相談

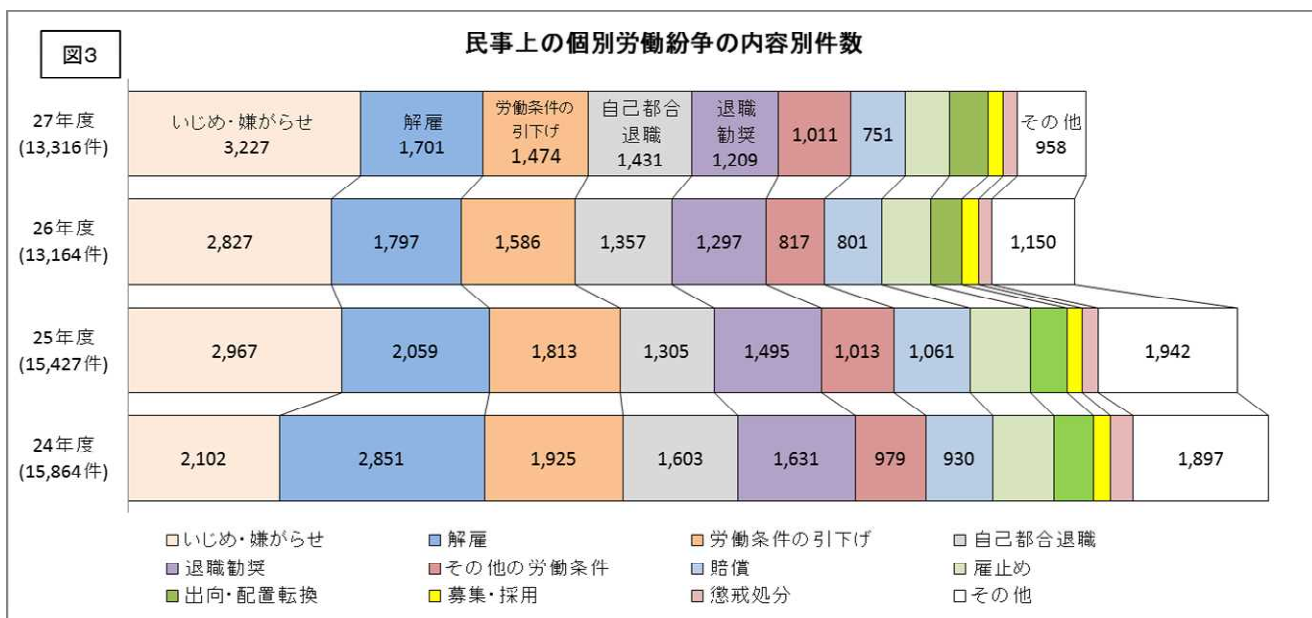
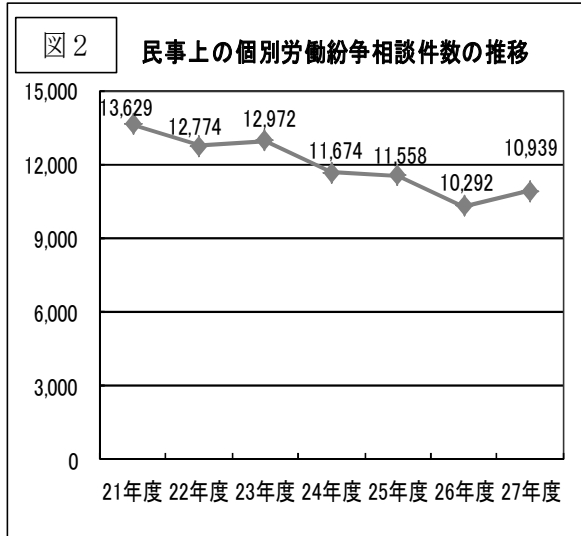
民事上の個別労働紛争に関する相談とは、総合労働相談のうち、労働基準監督署で扱う労働基準法違反に係る事案やハローワークで取り扱う雇用保険法に係る事案等と違い、当該相談内容に対し調査・指導する機関がないもので、個別労働関係紛争の状態にあるものです。

なお、個別労働関係紛争とは、解雇や労働条件の引下げ、退職勧奨、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争のことです。

◇ 民事上の個別労働紛争の件数と内容

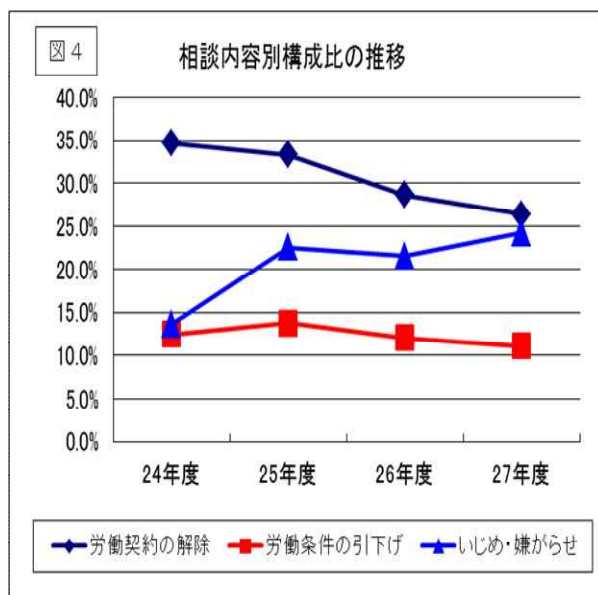
平成 27 年度の総合労働相談のうち、民事上の紛争件数は 10,939 件（前年同期比 6.3%増）で（図 2）、都道府県別では全国 6 番目の件数でした。

相談内容別では、「いじめ・嫌がらせ」が 3,227 件（全体の 24.2%）と最も多く、以下「解雇」（普通・整理・懲戒解雇）の 1,701 件（同 12.8%）、「労働条件の引下げ」の 1,474 件（同 11.1%）、「自己都合退職」の 1,431 件（同 10.7%）と続いています（図 3）。



主な相談内容別（労働契約の解除・労働条件の引下げ・いじめ嫌がらせ）の最近の推移をみると、解雇、退職勧奨及び雇止めといった「労働契約の解除」に関するものが全体の 26.4%（3,521 件）を占めています。その一方で、「いじめ・嫌がらせ」は全体の 24.2%（3,227 件）で、「労働契約の解除」の相談の減少、「いじめ・嫌がらせ」の相談の増加がみられます（図 4）。

注）1 件の相談で複数の内容にわたる事案もあるため、構成比は、相談内容別に計上した件数（13,316 件）を母数とした。



## 2 助言・指導申出状況

### ◇ 助言・指導とは

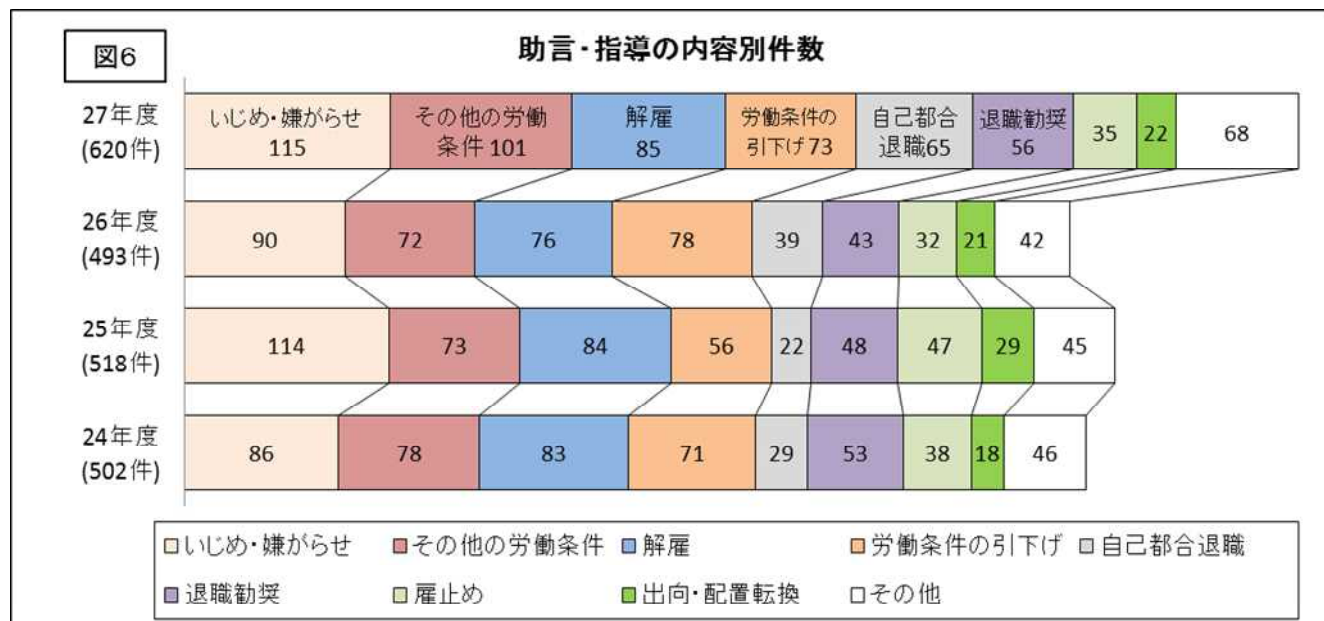
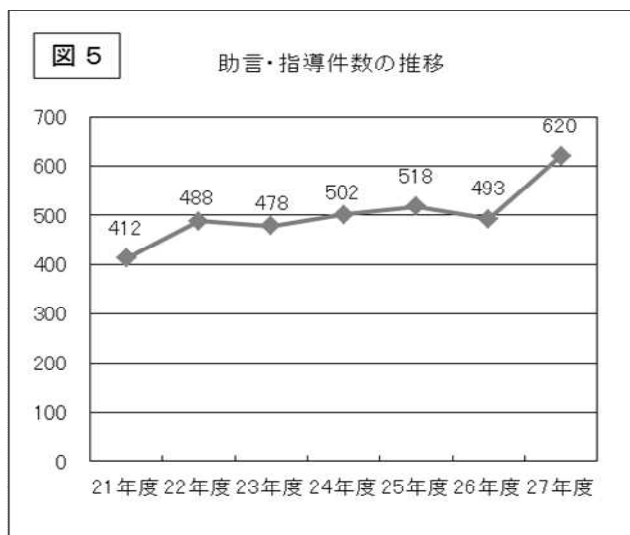
助言・指導とは、当事者間による自主的な解決を促進するために、紛争当事者に対し問題点を指摘し、都道府県労働局長が解決の方向性を示唆する制度です。

### ◇ 助言・指導の件数と内容

平成 27 年度の助言・指導の申出受付件数は 620 件（前年同期比 25.8%増）で、都道府県別では全国 4 番目の件数でした（図 5）。このうち、労働者からの申請は 618 件（平成 26 年度 491 件）、事業主からの申請は 2 件（同 2 件）でした。

正社員からの申出が 275 件、パート・アルバイトや派遣労働者などの非正規労働者からの申出が 308 件、その他が 37 件でした。

助言・指導の申出の内訳は、「いじめ・嫌がらせ」が 115 件（18.5%）と最も多く、以下、順に有給休暇等に関する「その他の労働条件」に関するものが 101 件（16.3%）、「解雇」が 85 件（13.7%）。「労働条件の引下げ」が 73 件（11.8%）、「自己都合退職」が 65 件（10.5%）でした（図 6）。



### 助言・指導の実施状況

平成 27 年度に助言・指導の処理が終了した事案は 613 件です。このうち、申出の取り下げ等により処理を終了した 25 件を除く 588 件全てについて助言・指導を実施し、うち、197 件が解決に至りました。

### 3 紛争調整委員会によるあっせん

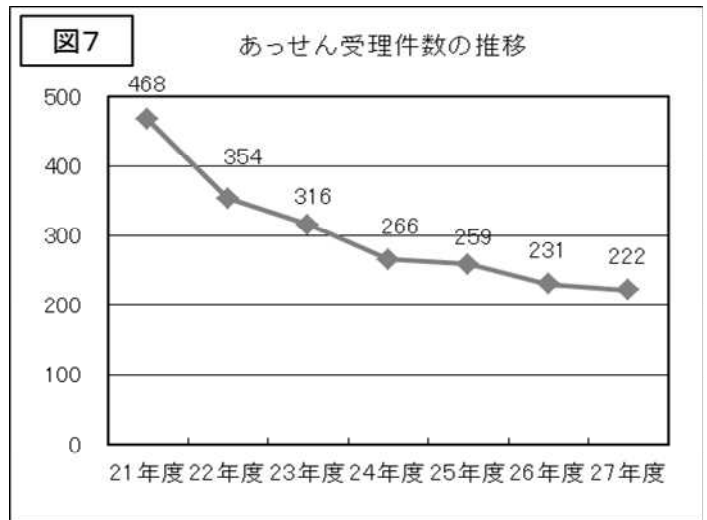
◇ あっせんとは

紛争当事者の間に公平・中立な第三者として学識経験者（弁護士、大学教授等）が入り、双方の主張を確かめ、双方から求められた場合には両者が採るべき具体的なあっせん案を提示するなど、紛争当事者間の調整を行い、話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度です。

◇ あっせん件数の推移

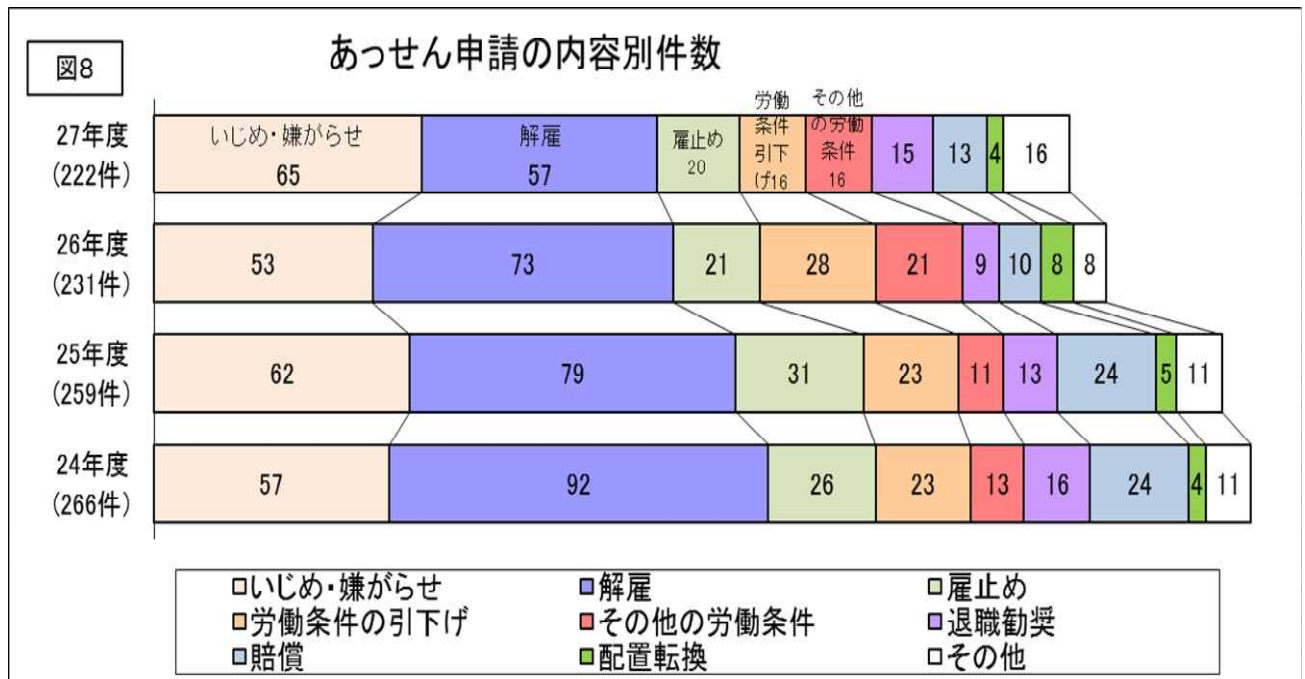
平成 27 年度のあっせん申請受理件数は 222 件（前年同期比 3.9%減）で、都道府県別では全国 5 番目の件数でした（図 7）。このうち、労働者からの申請は 210 件（平成 26 年度 223 件）、事業主からの申請は 12 件（同 8 件）でした。

正社員からの申出が 97 件、パート・アルバイトや派遣労働者などの非正規労働者からの申出が 113 件、その他が 12 件でした。



◇ あっせん申請の主な内容

あっせん申請 222 件の主な内容は、「いじめ・嫌がらせ」が 65 件（29.3%）と最も多く、以下、順に「解雇」が 57 件（25.7%）、「雇止め」が 20 件（9.0%）でした（図 8）。



◇ あっせんの実施状況

平成 27 年度にあっせんで終了した事案は 207 件です。このうち、

- ① 合意が成立したもの 64 件（解決率 30.9%、当事者間和解 3 件を含む）

参考：平成 26 年度にあっせんで終了した事案は 227 件で、このうち合意が成立したものは 69 件（30.4%）でした。

- ② 申請が取り下げられたもの 10 件

- ③ その他 133 件

参考：「その他」の 133 件は、被申請人が手続きに参加しなかったため、あっせんが開始されなかったものが大半を占めています。

被申請人があっせんに参加した場合、71.8%が合意成立（平成 27 年度に開催されたあっせん 85 件中 61 件）しています（同 26 年度 79.7%）。

◇ 処理に要した期間

平成 27 年度にあっせんで終了した 207 件について、処理に要した期間は、申請から 1 か月以内が 52.7%、1 か月超え 2 か月以内が 30.4%、2 か月超え 3 か月以内が 12.6% でした。

申請から 2 か月以内に処理を終えたものが全体の 83.1%を占めており、早期解決が図られていると言えます。

～助言解決事例～

いじめ・嫌がらせ（無視等）に関する紛争

入社して半年の申出人は、最近になり、勤務年数の長い先輩社員から無視等の嫌がらせを受けるようになった。勤務店舗で、この先輩社員に逆らえる者はなく、店長をはじめ同僚も他人行儀な接し方になり、精神的にまいっている。エリアマネージャーに相談したが、目に見える変化はなかった。現在の仕事は好きでやりがいを感じているので、できれば勤務を続けたい。先輩社員の嫌がらせがエスカレートしてきているので、いじめ・嫌がらせのない職場環境にしてほしい、として助言を申し出た。

**助言の処理経過**

労働局から会社の本社人事部に連絡し、申出人は相当精神的にまいっているように見受けられたこと、事業主には、労働者の職場環境に配慮し、職場でのいじめ・嫌がらせの防止体制を整備する必要があることを伝えた。これに対し会社の担当者は、事実関係を調査した上で必要な対応をすると回答した。

**結果**

労働局の助言を受け、エリアマネージャーから、社内調査を実施することと、「対応の遅れや嫌な思いをさせて申し訳なかった。」との言葉があり、申出人は「気持ちが楽になった。」とのことであった。その後、申出人の希望を確認し、申出人は近隣店舗に異動し、勤務を続けることとなった。

## ～あっせん解決事例～

### 普通解雇に関する紛争

申請人が思うに、きちんと勤務していたが、上司から毎日厳しく叱責され行き過ぎた指導を受けてきた、と感じていた。その後、申請人は体調を崩し、勤務不良等と言われ、退職勧奨を受けたが断った。すると、すぐさま解雇を通告されたもので、精神的苦痛に対する補償として6か月分賃金相当額の支払を求めてあっせん申請した。

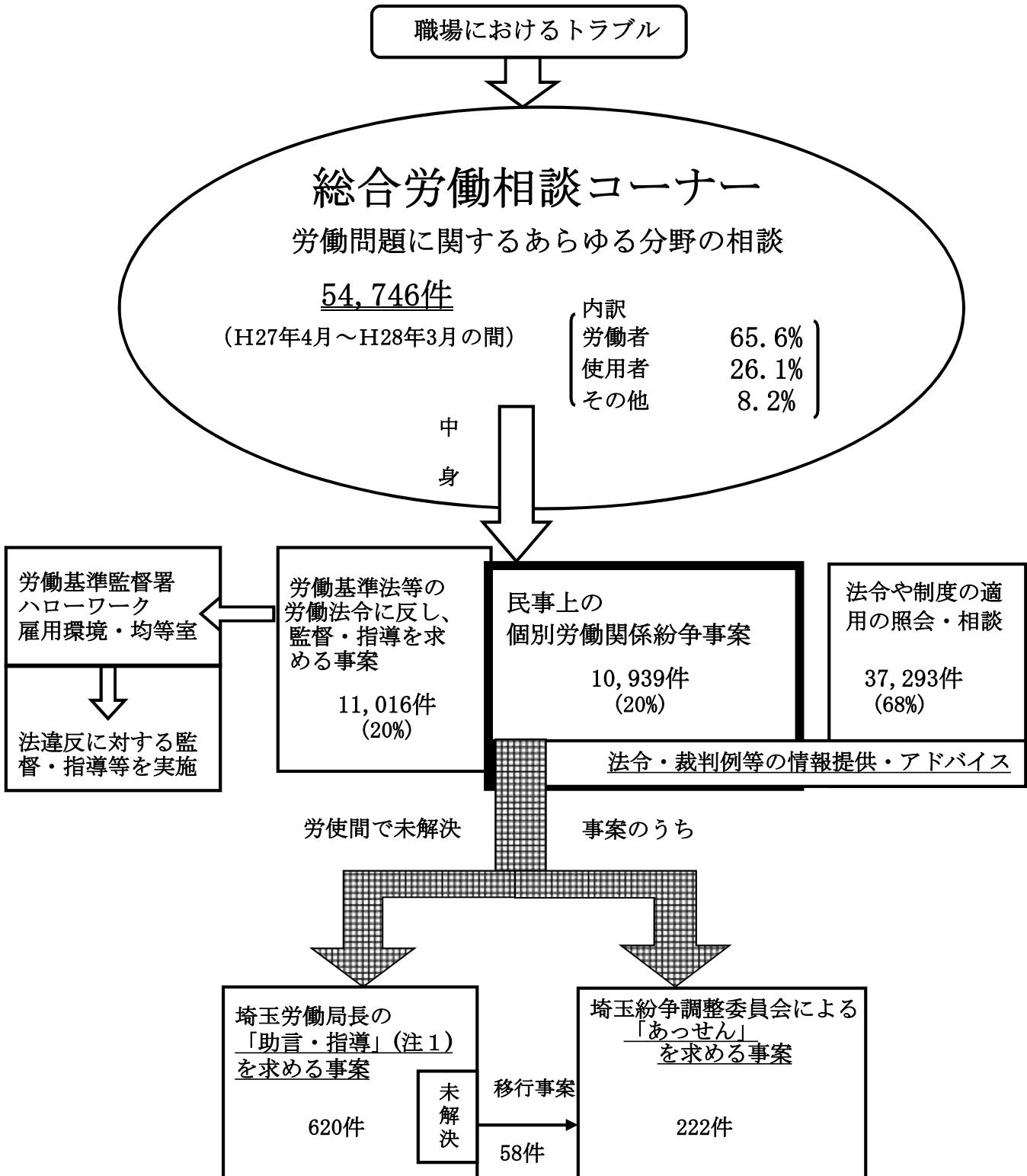
#### あっせんの結果

会社は、申請人から相談を受け社内調査をしたが申立てた事実を確認できなかったこと、申請人の勤務状況等を理由とするもので不当な解雇ではないことを主張した。あっせん委員から、あっせんの場合には詳細な事実確認はできないが、申請人が心の病で休業し離職したことや勤務年数等も鑑みて検討をするよう会社側に求めた。会社側は、パワハラ等が原因ではなく私傷病と考えているが紛争をあっせんの場合で解決したい、として、あっせん委員の調整の結果、最終的に3か月分賃金相当額を支払うことで、和解が成立した。

#### 添付資料

- 別紙1 総合労働相談の流れ
- 別紙2 埼玉労働局「総合労働相談コーナー」所在地一覧
- 別紙3 個別労働紛争解決制度の運用状況（全国）
- パンフレット 「職場のトラブル解決 サポートします」

# 総合労働相談の流れ



(注1) 判例に照らし、問題点と解決の方向を示す。



## 埼玉労働局「総合労働相談コーナー」所在地一覧

名 称		所 在 地	電 話 番 号
☆	埼玉労働局 総合労働相談コーナー	〒330-6016 さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アクシス・タワー16階	048-600-6262
☆	埼玉労働局 浦和駅西口 総合労働相談コーナー 労働なんでも相談室	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 1-5-1 浦和 I Sビル7階	048-822-0717
☆	さいたま 総合労働相談コーナー	〒330-6014 さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アクシス・タワー14階 さいたま労働基準監督署内	048-600-4801
☆	川口 総合労働相談コーナー	〒332-0015 川口市川口 2-10-2 川口労働基準監督署内	048-252-3773
☆	熊谷 総合労働相談コーナー	〒360-0856 熊谷市大字別府 5-95 熊谷労働基準監督署内	048-533-3611
☆	川越 総合労働相談コーナー	〒350-1118 川越市豊田本 277-3 川越地方合同庁舎 川越労働基準監督署内	049-242-0892
☆	春日部 総合労働相談コーナー	〒344-8506 春日部市南 3-10-13 春日部労働基準監督署内	048-735-5227
☆	所沢 総合労働相談コーナー	〒359-0042 所沢市並木 6-1-3 所沢地方合同庁舎 所沢労働基準監督署内	04-2995-2582
	行田 総合労働相談コーナー	〒361-8504 行田市桜町 2-6-14 行田労働基準監督署内	048-556-4195
	秩父 総合労働相談コーナー	〒368-0024 秩父市上宮地町 23-24 秩父労働基準監督署内	0494-22-3725

☆は女性相談員が配置されている相談コーナー

## 都道府県別の運用状況

## 別紙3

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

労働局名	総合労働相談件数	民事上の 個別労働紛争 相談件数	労働局長の 助言・指導 申出件数	紛争調整委員会 あつせん 申請件数
1 北海道	36,254	8,187	202	230
2 青森	10,590	2,763	89	48
3 岩手	10,599	2,908	165	52
4 宮城	21,706	5,875	193	87
5 秋田	6,856	2,863	80	48
6 山形	9,809	2,978	208	48
7 福島	17,175	5,721	33	49
8 茨城	20,590	5,352	192	67
9 栃木	13,031	2,802	113	102
10 群馬	16,398	4,983	122	42
11 埼玉	54,746	10,939	620	222
12 千葉	40,290	7,376	354	97
13 東京	121,601	25,337	651	1,031
14 神奈川	49,135	12,930	286	185
15 新潟	13,872	4,078	150	60
16 富山	6,411	1,800	53	37
17 石川	7,071	2,530	126	48
18 福井	5,797	1,866	77	34
19 山梨	5,764	1,208	19	13
20 長野	16,464	5,750	101	132
21 岐阜	15,837	4,098	62	45
22 静岡	34,376	5,950	497	164
23 愛知	78,219	16,312	609	288
24 三重	14,018	3,366	146	32
25 滋賀	12,409	2,854	252	80
26 京都	22,633	7,991	261	95
27 大阪	110,418	19,183	657	408
28 兵庫	52,237	15,765	878	222
29 奈良	9,249	1,883	89	82
30 和歌山	6,080	1,031	49	12
31 鳥取	4,132	1,572	76	32
32 島根	5,355	1,804	64	30
33 岡山	14,135	3,258	76	83
34 広島	27,486	6,932	123	67
35 山口	11,831	2,630	192	30
36 徳島	9,873	1,623	73	18
37 香川	7,408	1,956	69	15
38 愛媛	9,762	2,481	136	42
39 高知	4,777	1,293	40	26
40 福岡	43,107	6,534	217	61
41 佐賀	7,987	2,202	17	33
42 長崎	9,545	2,921	113	36
43 熊本	9,188	3,062	162	52
44 大分	6,111	1,923	60	17
45 宮崎	8,835	2,396	59	50
46 鹿児島	7,528	3,363	50	55
47 沖縄	8,241	2,496	64	68
計	1,034,936	245,125	8,925	4,775